

白鷗大学ハラスメント防止委員会規程

(総則)

第1条 白鷗大学ハラスメント防止基本規程（以下「基本規程」という。）第6条第2項に基づき、ハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2条 委員会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) ハラスメントの防止及びその発生後の適切な対応のための基本的施策を検討し、実施すること。
- (2) 基本規程第8条第1項に規定するハラスメントに関する具体的事案に適切に対応するため、事実関係の調査に努めるとともに、必要な対策を検討し、実施すること。
- (3) その他、ハラスメントに関する適切な対応のために必要な事項の検討及び実施に関すること。
- (4) 基本規程の改廃に関すること。
- (5) ハラスメントに関する相談を受け付けること。

(委員)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、学長が任命する。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名
 - (3) 各学部及び法科大学院の教員 若干名
 - (4) 事務局長及び東キャンパス事務長
 - (5) 総務部長
 - (6) 学務部長
 - (7) その他職員 若干名
- 2 委員長は、委員会の議長となる。
 - 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。
 - 4 委員が欠けたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数によりこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員会は、委員以外の者に、委員会への出席及び委員会での発言を求めることができる。
- 5 委員会に出席した者は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 6 第2条第2号の議案に関しては、その事案の当事者であるものは委員として参加でき

ない。

(運営委員会)

第5条 委員会は、職務を速やかに行うため、運営委員会を設置することができる。

2 運営委員会は、委員会の委員中次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) 各学部及び法科大学院の委員 各1名(ただし、(1)、(2)が兼ねることができる。)
- (4) 総務部長
- (5) 委員長の指名する者

3 委員長は、運営委員会の委員長を兼ねるものとする。

4 運営委員会については、委員会に関する第3条第2項及び第4条の規定を準用する。

5 委員会が開けない状況にあるときは、運営委員会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(事務の担当)

第6条 委員会に関する事務は、総務部が担当する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成18年1月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から実施する。